

軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針

(目的)

第1 この指針は、審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する基本方針を定めることにより、住民等の町政への参画とともに、公正で透明な町政を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において、「審議会等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法令又は条例によって設置される附属機関
- (2) 有識者等からの意見を聴取し町政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置される委員会、協議会等。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 町職員のみを構成員として組織されるもの

イ その他この指針の対象とすることが適当でないと認められるもの

(審議会等の委員の選任)

第3 審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、幅広い分野から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の役職名に拘らず他の審議会等の委員の職に就いていない適任者が得られるよう、推薦依頼に当たって配慮すること。
- (3) 審議会等の担当事務に応じ、原則として公募委員の枠を設け、積極的に登用すること。ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 委員の資格が法令等によって制限されている審議会等

イ 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等

ウ その他委員の公募が適当でないと認められる審議会等

- (4) 女性委員の積極的な登用を図り、審議会等の委員に占める女性委員

の比率が4割以上となるよう努めること。

- (5) 委員を再任する場合は、その任期が2年の場合は4期を、3年の場合は3期を超えないよう努めること。
- (6) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合の重複就任数は、3以内とするよう努めること。
- (7) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。

(公募委員)

第4 公募による審議会等の委員に応募できる者は、当該委員への応募日現在、町の他の審議会等の委員となっていない者とする。

2 審議会等の委員の公募に当たっては、当該審議会等の所管課において、次の各号に掲げる事項について、町ホームページへの掲載等により周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び審議内容
- (2) 応募資格及び公募委員の数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 申込方法及び申込期限
- (5) 選考の方法
- (6) 選任された委員の氏名が公表される旨
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

3 応募者の数が公募定数に満たないときは、公募によらず当該審議会等の委員を選考するものとする。

(会議の公開)

第5 審議会等の会議は原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、個人情報等非開示情報が含まれる事項について、審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

(会議開催の周知)

第6 審議会等の会議を開催するときは、次の各号に掲げる事項について、町ホームページへの掲載等により周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- (7) 傍聴者の定員（会議を公開とする場合に限る。）
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

2 前項の規定による周知は、会議開催の10日前までに行うものとする。

ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

（会議の傍聴）

第7 会議の公開は、会議の傍聴により行うものとする。

2 審議会等は、傍聴の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超える場合は、先着順により傍聴を認めるものとする。

4 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議録の作成及び公開）

第8 審議会等は、開催した会議の会議録を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した会議録は、原則として公開するものとする。ただし、会議を非公開とした場合はこの限りでない。

3 作成した会議録は出席委員に送付し、内容の確認を得るものとする。

4 会議録は、会議の開催後30日以内に、町ホームページへの掲載等により公開するよう努めるものとする。

（委任）

第9 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年10月1日より施行する。